

令和3年度

定期監査結果報告書

令和4年2月1日

可児市監査委員

地方自治法及び可児市監査基準に則り監査を実施したので、その結果を以下のとおり報告する。

## 第1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による監査

## 第2 期間及び対象

### 1 令和2年10月1日から令和3年3月31日（31部署）

- (1) 市長公室（人事課、秘書広報課）
- (2) 企画部（総合政策課、大河ドラマ活用推進室）
- (3) 総務部（総務課、防災安全課、市民課）
- (4) 観光経済部（産業振興課、観光交流課）
- (5) 文化スポーツ部（文化財課、郷土歴史館）
- (6) 市民部（人づくり課、図書館）
- (7) こども健康部（子育て支援課、こども発達支援センターくれよん）
- (8) 建設部（管理用地課）
- (9) 教育委員会事務局（学校給食センター）
- (10) 選挙管理委員会事務局
- (11) 農業委員会事務局
- (12) 連絡所・地区センター（久々利、広見東、兼山、土田、平牧、姫治）
- (13) 小学校（今渡南、春里、広見、南帷子）、中学校（中部中、西可児）

### 2 令和3年4月1日から令和3年8月31日（32部署）

- (1) 企画部（財政課、特別定額給付金室）
- (2) 総務部（管財検査課、税務課、収納課）
- (3) 観光経済部（企業誘致課）
- (4) 文化スポーツ部（文化スポーツ課）
- (5) 市民部（地域振興課、環境課）
- (6) 福祉部（高齢福祉課、福祉支援課、介護保険課、国保年金課）
- (7) こども健康部（こども課、健康増進課、新型コロナワクチン接種推進室）
- (8) 建設部（都市計画課、土木課、都市整備課、建築指導課、施設住宅課）
- (9) 水道部（上下水道料金課、水道課、下水道課）
- (10) 会計課
- (11) 教育委員会事務局（教育総務課、学校教育課、教育研究所）
- (12) 監査委員事務局、固定資産評価審査委員会事務局、可茂広域公平委員会事務局
- (13) 議会事務局（議会総務課）

### 第3 着眼点

地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って、事務事業が法令等に従い効率的かつ効果的に執行されているか、また、合理的で適正に執行されているかを主眼に実施するもの。

### 第4 主な実施内容

#### 1 監査委員による質疑

委員が関係職員から資料にもとづいて説明を受けて質問する方法により実施。

#### 2 事務局職員による確認

契約・会計事務等が、規則や手引き等の内部統制に従っているかの確認のため、各課等から収集した関係資料の抽出試査により、内容審査やヒアリングを実施。また、現場での実査（次の3～5）を実施した。

#### 3 窓口等での現金取扱いに対する処理・管理の実地検査

現金の取扱い業務が発生する部署について次のように確認。

##### 1) 現金の取扱い方法・管理状況についてヒアリング

レジの使用有無、金庫への保管有無、取り扱う職員体制、入金手順・頻度など

##### 2) 現地・現物確認

レジや金庫の有無・設置場所の確認、鍵の保管場所、日計簿・月計簿の有無など

【結果】職員相互で確認しながら現金取扱いを行う環境が整えられており、現金事故等も見受けられない。

#### 4 各課保有備品の管理状況の抽出調査

直近3年以内に購入した備品が適切に管理されているかを確認。

##### 1) 台帳から抽出した対象備品が存する部署において現物確認。

##### 2) 備品管理シールが貼付されているかを併せて確認。

【結果】一部、備品管理シールの貼付漏れを指導したが、対象備品は全て現地で現有・管理されている（紛失等がない）。

#### 5 被監査課が事務局等となっている関係団体の出納管理に関する実地検査

対象部署について、関係団体の通帳・印鑑の管理、出入金の書類等について確認。

【結果】適正な処理がなされており、特に問題は見受けられない。

## 第5 結果

上記第1から第4までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、適正に行われている。また、最小の経費で最大の効果を挙げるとともに、組織及び運営の合理化に向けて努力していると認められる。

今後の事務にあたっては、下記の要望事項に留意の上、引き続き適切な遂行に努められたい。

## 第6 要望事項

- 1 全国的には、公務員による横領・着服などの不正行為が報道されている。本市においては、窓口等での現金取扱いや備品の管理状況を確認しているが、今後も市民からの信頼を損なうことのないよう、内部チェック体制の維持・強化に努められたい。
- 2 契約手続きを行う際は、適正な金額を十分検討の上で処理されたい。また、随意契約とする場合においては、法令に則して説得力のある理由となっているかを十分確認されたい。なお、従前と同じ契約を行う場合でも、契約金額や仕様が安易に同様の内容とならないよう検証をされたい。
- 3 市有施設に借地がある場合において、その賃借料が現在も適正であるかどうかを定期的に見直すとともに、今後も長期的に必要な土地であれば、購入についても検討されたい。
- 4 支出伝票において、軽微な誤りが見受けられる。重大な事案に繋がることの無いよう、内部チェック体制を再確認して誤りの発生を防止されたい。
- 5 これらについて、内部統制に従って適正に運用されることを望む。内部統制の各所管部署においては、現状を把握した上で徹底を図っていただきたい。